**古賀市ホームページリニューアル業務委託**

**公募型プロポーザル募集要領**

**１ 業務の名称**

古賀市ホームページリニューアル業務委託

**２ 業務の内容等**

（１）業務の内容

古賀市ホームページリニューアル業務委託仕様書のとおり

（２）委託契約期間

契約締結日から平成３０年３月３０日まで

（３）業務委託上限額

３，１３２，０００円（消費税及び地方税を含む。）

**３　参加資格**

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の要件をすべて満たしていること。

（１）提案するCMSは、平茂る２９年４月１日現在、国の行政機関及び地方公共団体において導入実績を有すること。また、３,０００ページを超えるホームページで使用実績があること。

（２）古賀市一般（指名）入札参加資格等に関する規程（平成９年４月告示第２７号）第３条による平成２９・３０年度一般（指名）競争入札参加資格者名簿（物品・役務）「情報処理（ソフトウエア開発）」登録されている者であること。ただし、本件に限り、同登録の申請を本プロポーザル参加希望書(様式１)の提出と同時に行い、受理された者を含む（共同企業体を除く）

（３）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項及び第２項に規定する者でないこと。

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者。ただし、更正手続開始の決定又は再生計画認可の決定が提出期限以前になされている場合は、この限りでない。

（５） 本市から古賀市指名停止措置要綱（平成１８年３月告示第４０号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

（６） 暴力団排除に関する特約条項第１条第１項各号に該当しないこと。

（７）宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。

**４ 応募の手続き**

（１）応募者説明は、別紙「古賀市ホームページリニューアル業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」及び別紙「古賀市ホームページリニューアル業務委託公募型プロポーザル参加に関する企画提案書作成要領（以下「作成要領」という。）」により替える。

（２）募集要領等の配布

① 配布期間

平成２９年６月２６日（月）～７月７日（金）

午前８時３０分～午後５時（土日、祝日を除く）

② 配布方法

募集要領等は、古賀市ホームページ（[http://www.city.koga.fukuoka.jp/）](http://www.city.tome.miyagi.jp/%EF%BC%89%E3%81%8B%E3%82%89)からダウンロードできる。また、総務部経営企画課窓口でも配布する。

（３）参加希望書の受付

プロポーザルに参加する者は、参加希望書【様式１】を提出すること。

1. 提出期間

平成２９年６月２６日（月）～７月７日（金）

午前８時３０分～午後５時（土日、祝日を除く）

1. 提出方法

参加希望書【様式１】を電子メール又はＦＡＸ等で提出すること。

（４）質問書の受付

①提出期間

平成２９年６月２６日（月）～７月７日（金）

午前８時３０分～午後５時（土日、祝日を除く）

②提出方法

質問書【様式２】を電子メール又はＦＡＸで提出すること。送信する場合の件

名は「古賀市ホームページリニューアル業務委託に関する質問書」とし、併せて電話で送付した旨を知らせること。なお、電話又は持参による質問の受け付けは行わない。

③回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれのある

ものを除き、７月１２日(水)に、電子メール又はＦＡＸにて回答することとする。

また、質問内容と回答については、７月１２日(水)以降に、ホームページ上で公表する。

（５）企画提案書の提出

①提出期間

平成２９年６月２６日（月）～７月２１日（金）

午前８時３０分～午後５時（土日、祝日を除く）

②提出書類

ア　企画提案書

イ　プロポーザル参加申込書【様式３】

ウ　会社概要【様式４】

エ　同種又は類似の業務に係る実績書【様式５】

※実績業務の契約書の写し等、事実確認ができる書類を添付すること

オ　見積書

　※本業務に係る経費を記載（業務委託上限額は３,１３２,０００円(消費税及び地方消費税を含むとする。)すること。

※参考として年間の管理契約に係る経費を記載すること

（管理運営費の年額の上限は２,５００,０００円（消費税及び地方消費税を含むとする。）とする。）

カ　営業報告書：直前１年分の財務諸表（賃借対照表、損益計算書）

キ　定款の写し：最新のもの

ク　登記事項証明書の写し：受付日前３カ月以内に発行されたもの

ケ　納税証明書：受付日前３カ月以内に発行されたもので、申請時発行可能な

直近の年度のもの

コ　提出書類チェック一覧【様式６】

1. 出部数

正本１部、副本９部

1. 提出方法

持参又は郵送とする。

※郵送の場合は、提出期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、期間内に提出がなかったものとする。

⑤その他

ア　企画提案書の再提出は、提出期間内に限り認める。

イ　提出された書類は、再提出の場合を除き返却しない。

ウ　提案を取り下げる場合は、取り下げ願い書【様式７】を提出すること。

また、企画提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、同書を提出する。

エ　本提案に要する一切の費用は、参加者の負担とする

（６）各書類の提出先及び連絡先

担当窓口：古賀市経営企画課

住所：〒８１１-３１９２ 福岡県古賀市駅東１－１－１

電話：０９２－９４２－１３４６（直通）

ＦＡＸ：０９２－９４２－３７５８

電子メール：pr-koho@city.koga.fukuoka.jp

**５ 企画提案書等の提出に際しての留意事項**

（１）失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となることがある。

①提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

②審査の公平性に影響を与える行為があった場合

③本実施要領に違反すると認められる場合

④その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

（２）著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。

（３）複数提案の禁止

公募型プロポーザル参加者は、一つの業務について複数の企画提案書の提出を

　　行うことができない。

（４）提出書類の変更

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は、認めない。ただし、

誤字、脱字等の軽微なものは除く。

（５）その他

①提出された企画提案書等は、返却しない。

②提出された企画提案書等は、古賀市情報公開条例に基づく開示請求の対象となる。

**６ 契約候補者の選定方法等**

（１）契約候補者の選定

契約候補者の選定については、古賀市ホームページリニューアル業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）で、提出いただいた内容を総合的に評価し選定する。

（２）審査委員会（予定）

1. 日程　平成２９年７月２８日（金）
2. 場所　古賀市役所
3. 内容　企画提案プレゼンテーション（３５分）、質疑応答（１５分）

（３）審査結果の通知

審査結果は、（１）による契約候補者の選定後、速やかに参加者に文書で通知

　 する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

**７ 契約の締結**

（１）企画提案書を基に契約候補者から見積書を徴し、別途古賀市長が定めた予定価格の範囲内で契約を締結する。なお、提出された企画提案書の内容については、一部変更する場合がある。

（２）仕様は再調整をした上で、決定する。なお、契約候補者と協議が整わない場合は、次点の事業者と協議の上、契約を締結する場合がある。

**８ 業務委託の実施状況の把握**

市は、業務委託が適正に執行されているかを確認するため、立ち入り検査を行う等、業務の実施状況を随時把握することができる。

**９ 主なスケジュール（予定）**

平成２９年６月２６日（月）市のＨＰにてプロポーザル公募の公表開始

平成２９年７月７日（金）参加希望書及び質問書の提出期限

平成２９年７月２１日（金）企画提案書等の提出期限

平成２９年７月２８日（金）審査委員会（ヒアリング含む）

平成２９年８月７日（月）　各提案者へ審査結果の通知

平成２９年８月１０日（木）　契約締結、業務開始